

『**犬と猫のマイクロチップ情報登録**』に**登録** (新規or変更登録)  
(環境省のマイクロチップ登録サイト)

**奈良市** では、生後91日齢以上で

**マイクロチップ** は **犬の鑑札** とみなされます

令和4年6月1日から  
スタートしています

### 特例制度のメリット

- ◎ 窓口での犬の登録や変更、死亡の届出が不要  
⇒ 登録サイトの手続きだけでOK
- ◎ 鑑札の装着不要  
⇒ 鑑札の紛失や破損による  
再交付も不要



### 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」への 登録がまだの方

裏面をご覧ください、登録しましょう

- ★新規登録 (マイクロチップを装着した場合) と
- ★変更登録 (マイクロチップ装着登録済み犬 (猫) を迎え入れた場合) があります  
ともにオンライン手数料**400円** (令和6年4月1日から)

※ 令和4年5月31日までに民間サイト (AIPO、Fam、JKC等) にマイクロチップ登録をしていた方は、指定登録機関 (裏面) に移行についてお問い合わせください。

※ 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」への登録が完了しない場合は、窓口での犬の登録 (鑑札交付) 等が必要になります (登録手数料3,000円)

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト  
<https://reg.mc.env.go.jp>



「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に関する環境省Q&A  
<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html>



・奈良市では、令和4年6月1日から「狂犬病予防法の特例制度」(装着されたマイクロチップを犬の鑑札とみなす制度)に参加しています

・『犬と猫のマイクロチップ情報登録』で登録した生後91日齢以降のすべての犬について、犬の登録に必要な情報 (転出を除く) が指定登録機関から奈良市に通知されます

・奈良市から転出した場合は、マイクロチップ登録情報を変更し、登録サイトの指示に従ってください (転出先が特例制度に参加していない場合、転出先で鑑札交付手続きが必要になります)

・飼い犬へのマイクロチップ装着は義務ではありません。(努力義務)  
飼い主さんのもとへ戻る確率を高めるため、できるだけマイクロチップの装着と登録をお願いします

・毎年、狂犬病予防注射接種および「狂犬病予防接種済票」の装着義務に変更はありません。

### 登録ができたなら・・・

#### ○ 犬の鑑札があれば、返納しましょう

※犬の登録済みで過去に鑑札交付を受けた飼い主の方は、鑑札の返納が必要です。返納方法は、下記の保健衛生課HPまたはお電話でご確認いただき、保健衛生課へ郵送または各犬の登録窓口でお手続きください。

#### ○ 登録証明書は大切に保管しましょう

#### ○ 飼い主情報の変更や死亡等の手続きは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で

(手数料無料)

奈良市保健所 保健衛生課 電話:0742-93-8395

〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 はぐくみセンター内

保健衛生課HP →  
(犬の鑑札返納について)



※「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に関するお問合せは、指定登録機関の日本獣医師会へ(裏面)

※ 表面からご覧ください

## 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で登録

(環境省のマイクロチップ登録サイト)

### ○ 新規登録：装着証明書（獣医師発行）が必要

令和4年6月1日以降、新しく飼いはじめた犬にMC（マイクロチップ）を装着した場合、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」での登録が義務になります。

★改正前に民間サイトにマイクロチップ登録をしていた場合は移行登録について指定登録機関にお問合せください。

### ○ 変更登録：登録証明書が必要（右図参照）

令和4年6月1日以降、マイクロチップを装着し登録した犬(猫)を迎え入れた飼い主は、所有者情報を変更登録することが義務付けられています。変更登録には、前所有者（販売店等）から渡された「登録証明書」にある情報が必要です。

### ○ 登録&変更登録手数料

オンライン 400円  
紙申請※ 1,400円  
(令和6年4月1日から)

※オンライン申請が困難な場合は指定登録機関まで。

### ○ お問い合わせ先

その他詳細や登録に関するご不明点は  
環境大臣指定登録機関  
公益社団法人 日本獣医師会 まで  
(右図参照)

## 犬や猫を購入した際の手続方法

### オンラインによる変更登録の申請（飼い主が変更になった場合）

※オンラインによる申請が困難な場合は、以下のお問い合わせ窓口までご相談ください。



①書類の準備  
マイクロチップの  
識別番号及び暗証記号



前の飼い主から犬や猫と一緒に渡される登録証明書に記載されています。



②オンラインで申請  
パソコン又はスマートフォンから、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトにアクセス。ガイドに従い必要事項を記入してください。



③手数料のお支払い  
変更登録の手数料：400円（令和6年4月1日から）  
お支払い方法：クレジットカード決済、  
又はバーコード決済



④登録証明書のダウンロード  
画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして、大切に保管してください。

変更登録はこちらから



<https://reg.mc.env.go.jp>



犬と猫のマイクロチップ  
登録機関

住所や氏名、電話番号が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届出が必要です。詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトをご確認ください。

マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口

TEL:03-6384-5320

E-mail : [info@mc.env.go.jp](mailto:info@mc.env.go.jp)

犬と猫のマイクロチップ情報登録  
環境大臣指定登録機関  
公益社団法人 日本獣医師会

詳しくはこちらから



〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階

## 犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ（販売ルート）

